

役員等及び評議員の報酬等費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人野百合会(以下「本会」という。)の定款第9条、定款第23条及び定款第31条に基づく役員、評議員、運営協議会委員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (3) 運営協議会委員とは、定款第27条による者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は評議員会への出席の都度、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

- 2 理事の報酬総額は、年間 1,680,000 円とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表2に基づき支給する。
- 3 監事の報酬総額は、年間 160,000 円とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表3に基づき支給する。
- 4 運営協議会委員の報酬総額は、年間 385,000 円とし、運営協議会等本会業務への出席の都度、別表4に基づき支給する。
- 5 本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条第1項第1号、第2号、第3号による評議員、役員、運営協議会委員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項、第2項、第3項、第4項に定める報酬を受け取る評議員、役員、運営協議会委員には、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額を支給する。

(支給形態)

第6条 報酬等及び費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則

この規程は、平成30年12月1日より施行する。

この規程の施行日をもって従前の「社会福祉法人野百合会役員等の費用弁償に関する規程」は廃止する。

別表1

評議員の報酬	報酬日額(1人当たり)
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表2

理事長の報酬	報酬日額(1人当たり)
法人・施設業務のための出勤(会議出席含む)	15,000円
理事(業務執行理事を含む)の報酬	
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表3

監事の報酬	報酬日額(1人当たり)
監事監査への出席	20,000円
理事会・評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表4

運営協議会委員の報酬	報酬日額(1人当たり)
運営協議会への出席	7,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000円